



財 第 1 3 1 7 号
令和 5 年 9 月 7 日

各 局 長 }
企 業 庁 長 } 殿

総 務 局 長

令和 6 年度当初予算の編成について（依命通知）

令和 6 年度当初予算は、次の方針により編成することとしましたので、予算見積書を調製し、期日までに提出されるよう財務規則第 3 条の規定に基づき命により通知します。

なお、本通知の趣旨は、速やかに貴所属の関係所属長に連絡し、適切な予算見積りが行われるよう配慮願います。

問合せ先
財政課予算編成グループ 吉澤
内線 2263

第1 本県の財政状況

1 令和5年度の財政状況

- 歳入面では、県税と地方譲与税について、輸入額の減少に伴い地方消費税の減収が見込まれるものの、個人所得や企業収益が増加し、個人県民税及び法人二税が増収となることから、現時点で当初予算編成時の見込みに対して、一定程度の増収が期待できる。
- 一方、歳出面では、自然災害への対応など、年度後半に追加の財政需要が生じる可能性があり、影響を注視していく必要がある。

2 令和6年度の財政見通し

- 県税と地方譲与税については、引き続き個人所得や企業収益の増加が見込まれることから、令和5年度当初予算編成時の見込みに対し、一定程度の増収が期待できるが、地方交付税と臨時財政対策債は、県税の増収に伴い減額となるため、一般財源総額の大幅な増額は見込めない。
- また、5年度の税收増が一定程度見込まれるが、今後、追加の財政需要が生じる可能性もあることから、前年度からの財源については、現時点で見込めない。
- 一方、歳出面では、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い感染症対策費等が減少するものの、介護・医療・児童関係費や県有施設の更新等の政策的経費、公債費は増加する。
- 以上のことから、令和6年度は、現段階で概ね300億円の財源不足が見込まれている。

第2 予算編成方針

- 令和6年度当初予算では、新たな総合計画の策定に向けた議論を踏まえ、デジタルの力を県政課題の解決に積極的に活用するとともに、子ども・子育て支援の取組、脱炭素社会の実現、当事者目線の障がい福祉の実現など、喫緊の課題に的確かつスピード感を持って対応していかなければならない。
- また、物価高騰については、国の動向等を踏まえ、適切に対応していく必要がある。
- このような基本認識のもと、令和6年度当初予算を編成するので、予算要求に当たっては、各局長は、以下に示す7つの視点を徹底して予算を要求すること。
- なお、予算要求後の社会経済情勢の変化等により、新たな対応が必要となった場合は、予算編成過程を通じて適宜調整する。

1 スクラップ・アンド・ビルドの徹底

- より効果的な事業に資源（予算・人・時間）を重点的に配分するため、スクラップ・アンド・ビルドを徹底し、廃止や休止を含めた施策・事業の見直しを行うとともに、事業の優先順位を見極めること。

- また、毎年度多額の決算不用額が生じている状況も踏まえ、すべての事業について、真に必要な事業費を見積ること。
- なお、限られた人的資源で質の高い県民サービスを継続して提供していくため、働き方改革を推進するとともに、デジタル技術、民間活力の積極的な活用などにより、事務事業の見直しを進めること。

2 証拠に基づく政策立案（EBPM）の推進

- 成果重視の予算編成を行うため、「証拠に基づく政策立案（EBPM）」の考え方にに基づき、検証可能な成果目標（アウトカム）を設定するとともに、事業との因果関係を明確にすること。
- また、これまでの予算編成において設定した成果目標等を踏まえ、事業の成果を徹底的に検証し、より効果的な施策・事業を構築すること（新型コロナウイルス感染症の影響を受けて事業中止や規模縮小等をした期間については、成果検証の対象から除く）。

3 政策レビュー対象事業の精査

- 政策レビュー対象事業は、知事ヒアリングの場や結果通知等で示された課題を解決するとともに、最少の経費で最大の効果を上げるよう、事業内容等を精査の上、要求すること。

4 国の動向の的確な把握

- 国の予算編成や地方財政対策などの動向を積極的に把握し、的確に予算編成に反映すること。また、過度な地方負担が生じない制度となるよう、関係省庁に働きかけること。

5 歳入の確保

- 歳入確保に向けた情報収集や国への働きかけを改めて徹底すること。
- 特に、国庫補助金については、これまで以上に情報収集に努めるとともに、活用漏れがないかという視点で再点検を行うこと。
- また、寄附金の確保や民間資金の活用等にも積極的に取り組むこと。

6 施設等の計画的な整備

- 公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づき、財政負担の軽減・平準化と、公共施設等の最適な配置を実現するため、更新や長寿命化などを計画的に行うとともに、統廃合による総量縮減や民間活力の導入など様々な手法を積極的に検討すること。

7 議会からの指摘等の適切な反映

- 予算編成期間中に示される決算認定議案に対する審査結果をはじめ、議会からの指摘や提言などを適切に反映すること。

第3 予算見積りの基準

- 既に令和6年度の各事業費の所要額を把握しているが、予算編成基準に定める要求分析区分ごとに、要求枠又は要求限度額を提示するので、各局は、その範囲内で予算を見積ること。
- 令和6年度当初予算の編成にあたっては、急激な物価高騰の影響に対応するため、通常要求枠・要求限度額に加え「物価高騰対応枠（限度額）」を設けたので、適切に見積もること。
- 令和5年7月27日付け「事務事業の見直しの実施について（通知）」に係る財政的支援については、別に枠提示するので留意すること。
- 細部については、別途通知する「令和6年度当初予算見積りの取扱いについて（財政課長通知）」を参照すること。
- また、特別会計及び企業会計の予算見積りに当たっては、一般会計に準じて措置し、事業収入の確保や長期的な収支見通しに基づく経営改善、合理化の徹底に努めること。